

「人材開発支援助成金制度（建設労働者技能実習コース）」制度のご案内 ～事業主の皆様へ～

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成）」は、中小建設事業主等が雇用する建設労働者に“有給”で技能実習を受講させた場合、経費や賃金の一部を助成する制度です。

- ・受講料は、事前にアイチ研修センター各教習所へお振込みください。（お申し込み先の教習所）
- ・助成金は、各都道府県労働局より支払われます。

（１）支給対象となる条件

この制度を活用できる建設事業主は下記のとおりです。

- ① 資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者数が300人以下
- ② 雇用保険料率1000分の12.0の適用を受けている中小建設事業主
- ③ 受講者が雇用保険の被保険者であること

建設業とは以下の許可業種

1. 土木工事業	9. 管工事業	16. ガラス工事業	24. さく井工事業
2. 建築工事業	10. タイル・れんが・ブロック工事業	17. 塗装工事業	25. 建具工事業
3. 大工工事業	11. 鋼構造物工事業	18. 防水工事業	26. 水道施設工事業
4. 左官工事業	12. 鉄筋工事業	19. 内装仕上工事業	27. 消防施設工事業
5. とび・土工工事業	13. ほ装工事業	20. 機械器具設置工事業	28. 清掃施設工事業
6. 石工事業	14. しゅんせつ工事業	21. 熱絶縁工事業	29. 解体工事業
7. 屋根工事業	15. 板金工事業	22. 電気通信工事業	
8. 電気工事業		23. 造園工事業	

（２）助成額

雇用する建設労働者に“有給”で技能実習を受講させた建設事業主に対して助成

建設労働者技能実習コース	経費助成	賃金助成
雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	75%	1人当たり 7,600円
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	受講者が35歳未満 70%	1人当たり 6,650円
	受講者が35歳以上 45%	
建設事業主	受講者が女性の建設労働者 60%	—

詳しくは厚生労働省のHP等をご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

（３）助成金制度を利用するには

- ① 上記の（１）支給対象となる条件を事前にご確認ください。
- ② 『各講習会仮申込書』 の助成金申請欄の「申請する」に○を記入して講習をご予約してください。
(受講料は各教習所へ事前にお振込みください)
- ③ 指定の技能講習を受講してください。
- ④ 受講終了後に助成金関連の資料をお送りいたします。
- ⑤ 講習終了した翌日から起算して原則2ヶ月以内に支給申請書を含む必要書類一式を管轄の都道府県労働局またはハローワークへ提出してください。
※ ただし、講習を行った期間の賃金の支払日から申請期限まで2週間未満の場合は、その支払日から2週間以内となります。

詳しくは各都道府県労働局または、最寄りのハローワークへお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html>